



Title	現代スペイン語における譲歩表現の研究：構文文法の観点から
Author(s)	川口，正通
Citation	大阪大学，2012，博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/59125
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【22】

氏 名	かわ 川 ぐち まさ 正 みち 通
博士の専攻分野の名称	博 士（言語文化学）
学 位 記 番 号	第 2 5 0 6 1 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 24 年 3 月 22 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 言語社会研究科言語社会専攻
学 位 論 文 名	現代スペイン語における譲歩表現の研究 ― 構文文法の観点から ―
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 三原 健一 (副査) 教 授 大内 一 教 授 仁田 義雄 准教授 長谷川信弥 神戸市外国語大学教授 福畠 教隆

論 文 内 容 の 要 旨

現代スペイン語にはaunque譲歩構文を初めとしてさまざまな譲歩表現が存在するものの、従来の研究ではそれら個々の譲歩表現に見られる意味的相違は詳細に論じられていない。本研究は、現代スペイン語の複文における譲歩表現について、その意味機能を構文文法の観点から考察し、譲歩構文の体系の一端を明らかにしようとしたものである。

まず第1章では、本研究の理論的枠組みとして採用した構文文法の考え方を概観した。構文文法は、構文を言語記述における基本単位と認め、特定言語の文法は一般的なものから個別的なものに至る様々な構文の集合体であると考えた立場である。まず代表的な研究者による論考を概観した後、それぞれの研究において構文の意味および、構文間の関係の記述方法としてどのようなものが挙げられているかを示した。次に、構文文法においてはこれまで、意味論的レベルにおける研究が大半を占めるが、本来、語用論の意味も構文の意味として記述することが可能であることを確認し、本研究においても構文が有する語用論の意味に注目して議論を進めることを述べた。最後に構文文法による譲歩構文の位置づけについて扱い、譲歩構文はより抽象的な構文である副詞節構文の下位類として位置づけることが可能であり、さらに譲歩構文の下位類としてaunque譲歩構文等の個別の構文が存在することを示した。

第2章では、譲歩構文についてこれまでに発表された研究を概観した、まず譲歩構文の定義について、大き

く3つの観点からの規定が存在することを示し、優劣を検討したうえで本研究の立場として、「背景に存在する因果関係(Si p, no q)に反する状況をあらわす」と一般化することを提案した。次に譲歩構文に見られる多義性について構文文法の観点からの説明を試み、内容レベルの譲歩構文から認識レベルの譲歩構文、および発話行為レベルの譲歩構文が派生されることを見た。そして、本研究ではスペイン語の譲歩構文と日本語の譲歩構文との対照研究もおこなうため、日本語の譲歩構文について発表されている研究についても扱った。さらに、譲歩構文と談話機能との関係を扱った研究として言語内論証理論の観点から見た譲歩構文の扱い、丁寧さ(ポライトネス)との関係、さらに譲歩構文の非プロトタイプが持つ談話機能に関する研究を概観した後、これらの研究に共通する点として、話し手の発話内容または発話行為を聞き手に受け入れさせる意図が見られることを指摘した。そして最後に、譲歩構文と逆接構文の差異について扱った。

第3章では、スペイン語において譲歩節がポーズをはさんで主節に後置された形式(q, aunque p)について分析した。先行研究では、q, aunque pの構文はperoによって表される逆接構文に相当する意味を表すことが、複数の研究者によって指摘されているが、話者がどのような発話意図を持ってq, aunque p構文を使用するのかという点については、いずれの研究者も触れていない。このような背景から、本研究では、同形式を用いる際に話者が持つ発話意図、すなわち語用論的効果を明らかにした。手順としては、まずq, aunque p構文の上位概念と位置づけられるaunque譲歩構文一般の意味を「主節の事態qが、従属節の事態pから導かれる因果関係に反する」とし、さらに複文においてポーズをはさんで従属節を主節に後置した形式(従属節後置構文)の意味を検討し、「従属節の事柄pが、先行する主節qへの付加的情報を補足する」と規定した上で、両者の意味を融合させ、q, aunque p構文の意味を「先行する主節qの事柄が、付加的情報として後続する従属節の事柄pから導かれる因果関係に反する」と規定した。さらにq, aunque p構文を使用する際、話者は「主節の内容から生じる推論を取り消す」という発話意図を持っていること、そして、この発話意図は主節で述べた内容が間違っていた場合のために、「自身を守る修正」を表しうることも示した。最後に、日本語の後置文との比較対照もおこなった。

第4章では、aunque節が事実をあらわす場合における叙法について扱った。従来の研究では、aunque節自体の性質に注目してその叙法選択を説明したものが多いが、本研究ではaunque節だけでなく、aunque譲歩構文全体の談話機能に注目すべきであるという立場に立った。同時に直説法と接続法の基本義を「断定―非断定」の対立とする考えを採用し、aunque節内に直説法が使用される場合すなわち節の内容を断定する場合には「aunque節であらわされる内容の成立を明示する意図」があり、逆に接続法が使用される場合すなわち断定を避ける場合には「aunque節であらわされる内容の成立を明示しない意図」があるという結論に至った。そしてこの差は、譲歩構文が持つ「相手との間に生じる意見の相違を緩和する機能」の差に繋がることを指摘した。次に、aunque譲歩構文と日本語のケレドモ譲歩構文およびシントシテモ譲歩構文との対照もおこない、両者が完全に一致するわけではないことを示した。

第5章では、y eso queによってあらわされる譲歩構文について扱った。この構文については、複数の辞典においてaunque等の譲歩表現と等価であるという記述が見られるほか、意味的特徴としては前の節で述べられた内容に対する慰めや悪化をあらわすとの指摘をする研究が存在するが、これらの説明はいずれも十分なものととは判断できない。このような背景から、まず本研究では「2つの事態の共起」から譲歩的意味が推論されうることを見た後、y eso queによってあらわされる譲歩構文における譲歩性も同様のプロセスによるものであることを述べた。さらにその際、先行する節の中にsorprendentementeなどの副詞があらわれる例が見られることから、話者の発話意図として2つの事態の共起したことに對する意外感が存在することを指摘した。このように考えることにより、先行研究の不足を補い、新たな視点を提示することが可能となったように思われる。また、最後にy eso queの形式から譲歩的意味が生じる要因として、節の順序、および先行する節とy eso que節との間のポーズの存在、さらに中性代名詞esoの意味が考えられることを示した。

第6章では、現在分詞構文が譲歩解釈を受ける場合について、その意味機能を明らかにした。Han castigado a Juan, (aun) siendo no culpable. (Fernández Lagunilla 1999)に代表されるような現在分詞構文は、aunqueによってあらわされる譲歩構文と等価であることが複数の研究において指摘されているが、両者の意味的相違に関する詳細な分析はなされていない。本研究では、日本語との対照を通して、スペイン語の同構文の意味機能を明らかにした。日本語の譲歩文の中から特にノニによってあらわされる譲歩構文(以下、ノニ譲歩構文)の意味機能を扱った複数の論考を検討し、ノニ譲歩構文においては従属節から予想される結果が実現されなかったことに對する意外感や驚きがあらわされ、さらにノニ譲歩構文の主節であらわされるのは話者が成立を左右し得ない事態であることを見た。その上で、スペイン語の譲歩解釈を受ける現在分詞構文にも、ノニ譲歩構文が持つ上記の意味機能が存在するという仮説を提示し、その仮説の妥当性を示す事実として、話

者の持つ意外感や驚きをあらわす語句が主節にあらわれる例が見られること、修辞疑問文において現在分詞構文が使用されること、発話行為の譲歩文では現在分詞構文が使用不可能であることという3点を挙げ、これによって譲歩解釈を受ける現在分詞構文と他の譲歩構文と意味的相違が示されたものと考えられる。

第7章では、本来は条件を導くとされるsi構文が譲歩の意味を持つ場合、すなわちsi譲歩条件構文について、まずこの構文がsi条件構文のカテゴリーの中でどのように位置づけられるべきかについて論じ、si条件構文のプロタイプを「前件が後件に対する十分条件をあらわすsi条件構文の中で、前件と後件の十分条件関係が一般的知識や社会通念と一致するもの」と規定し、si譲歩条件構文はsi条件構文のスキーマの意味は保持しつつ、一般的知識や社会通念と一致しないことから、si条件構文のカテゴリーにおける非プロタイプとして位置づけられるものと結論づけた。次に、なぜaunque譲歩構文が使用可能な文脈でsi譲歩条件構文が用いられるのかとの問題について考察し、前件の事態と後件の事態が共存することは例外的な状況ではないことを明示するためであることを指摘した。最後に、譲歩条件構文の研究において対照言語学的観点からしばしば問題になる、日本語のデモ譲歩構文との関係について、si譲歩条件構文は日本語に翻訳する際、従来言われているように必ずしもデモ譲歩構文を使用しなければならないわけではなく、いわゆる順接条件をあらわす形式を用いることも可能であることを指摘した。

このように本研究において、最も一般的な譲歩形式であるaunque譲歩構文を初め、y eso que構文、現在分詞構文、si譲歩条件構文といった個別の譲歩構文についてそれぞれの意味機能が記述されたことで、現代スペイン語における譲歩構文の体系の一端が明らかになったものと考えられる。

論文審査の結果の要旨

『現代スペイン語における譲歩表現の研究—構文文法の観点から—』と題された本博士論文は、現代スペイン語に存在する様々な譲歩表現の意味機能を構文文法（Construction Grammar）の観点から考察し、譲歩構文の体系の一端を明らかにすることを目的としている。構文文法とは、構文を言語記述の基本単位と認め、特定言語の文法は一般的なものから個別的なものに至る様々な構文の集合体であるとする理論的枠組みである。本論文は、総体的には意味記述を主とするものであるが、多岐に亘る譲歩構文の姿を構文文法の枠組みにおいて相互的関連のもとに考察し、一つの体系としてまとめた点がまず高く評価される。スペイン語譲歩構文に関する精緻な意味記述自体、学会に大いに貢献するものであるが、情報構造やボライトネスといった語用論的意味、そして談話機能をも構文的意味として取り入れようとした点において理論的にも貢献できる労作である。

本論文の優れた点は、第一に、譲歩構文全体に共通する特質を「背景に存在する因果関係に反する状況をあらわす」と規定した上で、譲歩構文に見られる多義性に関して、内容レベルの譲歩構文から、認識レベルの譲歩構文、そして発話行為レベルの譲歩構文が派生されることを明確に指摘したことである。内容レベルは命題に関するもの、認識レベルは話し手に関するモダリティが関わるもの、そして発話行為レベルは聞き手に関わるモダリティ領域に属するものである。第二に、譲歩構文の談話機能を「自身の主張をおこなう際に聞き手との意見対立を緩和し、説得力を持たせること」とし、この観点から、代表的な譲歩節であるaunque節（英語のalthough節に相当）における叙法（直説法・接続法）の使用原則を正確に抽出していることである。従来の研究は、aunque節で表される内容の事実性や情報度といったaunque節そのものの性質を論じたものが多かったが、本論文は、aunque節だけではなく主節を含む譲歩構文全体の談話機能に注目した点に新機軸がある。第三に、論証を行うに際して、譲歩構文に関する日本語の研究を広く渉猟し、豊富な知見の蓄積をスペイン語の分析に活かしていることである。例えば上記の第二点について言えば、aunque節に直説法が用いられるのは日本語の「けれども」に対応する場合であり、接続法が用いられるのは「したとしても」に対応する場合であることが抽出されている。さらに、y eso que、si、現在分詞など多様な形式で現れる譲歩構文の分析においても、日本語の「のに」「ても」などとの対応関係が掘り下げられている。

他方、もう少し考察を加えるべきであったと思われる点がない訳ではない。譲歩節＋主節の総体を扱うと言いながら、主節に存するモダリティに関する考察が多少不十分である点、あるいは、スペイン語学の論考なのでやむを得ないこととはいえ、日本語に関する論述に足りないと思われる個所がある点などである。しかしながら、それらの点を差し引いても、本博士論文が現代スペイン語の譲歩構文の研究に対して新たな地平を開いたことは間違いない。また、本論文の各章を構成する内容につい

ては、全国学会誌を含む専門誌、あるいは学会大会などにおいて公表されている。

これらのことを総合的に判断し、本審査委員会は、本論文が博士（言語文化学）の学位を与えるにふさわしいものであると判断した。